

令和2年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和2年10月29日(木) 午前9時30分～10時10分
- 2 場 所 さいたま市役所別館2階 第5委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員 宇佐見 香代 会長 根本 淑枝 委員
新井 通巧 委員 廣澤 健一 委員
大澤 愛弓 委員 松本 敏雄 委員
小風 明 委員
清水 節男 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外6名
 - (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務部参事兼総務課長 外2名
- 4 欠席者 江口 幸治 委員(職務代理)
佐伯 鋼兵 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - ・ 支給月数について
 - ・ 改定時期について
- 7 議事の経過
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
 - (3) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - (4) 答申に向けた意見集約
 - (5) 総務局長挨拶
 - (6) 事務連絡
 - (7) 閉会

8 審議内容

(1) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告

- ・ 令和2年10月21日付けで、市長への意見報告を行った。
- ・ 意見報告書には、各委員の主な意見を掲載した上で、現行の市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の額等について、特別給（期末手当）については「国における指定職職員の支給月数改定の方向性を踏まえ、改定を行うべき」との審議会の結論を報告した。
- ・ 令和2年10月21日付けで、市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定期期について）」が改めて諮問されたので、諮問に応えるため引き続き審議をお願いしたい。

(2) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回資料>」

② 【委員の意見・質問】

なし

議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

配布資料及び事務局の説明を踏まえ、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、支給月数及び改定期期をどのようにするべきか、委員の意見を聴取。

【大勢を占めた意見】（欠席委員から事前に聴取した意見を含む）

- ・ 市長・副市長については、本年12月から0.05月分引き下げて年間3.35月とすることが適当と考える。
一方、市議会議員については、既に議会から令和2年度は年間3.30月で行きたいという判断が示されているのでこれを尊重することとし、令和3年4月から、これまでの本審議会の改定方針に則り、年間3.35月とすることが適当と考える。
- ・ コロナ禍に対応する特別職の皆様が大変なご苦勞をされていることは想像に難くないが、特別給を国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきたこれまでの経緯や現下の社会経済情勢を踏まえると、年間支給月数は国の指定職職員の引下げ後と同じ3.35月が適当と考える。
改定期期は、市長・副市長については、国の指定職職員と同様に本年12月から、市議会議員については、昨年度の答申に

基づく引上げ改定を延期した議会の意思を尊重し、令和3年4月からとしたい。

【その他の意見】

- ・ 昨今の社会情勢に鑑み、市議会において、支給月数の更なる引き下げ等の判断がなされた場合は、その判断を尊重したい。
- ・ 市議会議員の支給月数について、令和3年度以降は改めて市議会の判断に委ねるべきだと考えるので、具体的な支給月数を申し上げることは差し控えたい。

(3) 意見集約

①【会長による各委員の意見集約】

支給月数については、市議会議員並びに市長及び副市長について「3. 3 5月」とするのが適当であり、改定時期については、市長及び副市長については本年1 2月から、市議会議員については令和3年度からという意見が大勢を占めていた。したがって、市長及び副市長の期末手当については、年間支給月数を現行の「3. 4 0月」から「3. 3 5月」に引き下げることとし、本年1 2月から改定する。また、市議会議員の期末手当については、令和3年4月1日時点の「3. 4 0月」から「3. 3 5月」に引き下げることとし、令和3年4月1日から改定する、という内容で答申書を作成することとしたい。

②【委員の意見】

異議なし。